

小山町家族介護用品購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第3項第2号の規定に基づき、在宅で高齢者等を介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、おしり拭き、ドライシャンプー）購入費（以下「介護用品購入費」という。）の一部を助成する小山町家族介護用品購入費助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、本町に住所を有し、町へ納付すべき町税、介護保険料（以下「町税等」という。）の滞納がない者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、他の制度等を利用して介護用品購入費の助成を受けている者は、事業の対象者から除くものとする。

(1) 本町に住所を有する法第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護2から要介護5までのいずれかに認定された者（以下「要介護者」という。）を在宅で介護している家族（以下「介護者家族」という。）

(2) 要介護者の属する世帯及び介護者家族の属する世帯の中に前年分（申請日が4月から6月までの間である場合は、前々年分）住民税課税所得額130万円を超える者がいないこと。

(3) 要介護者に前年分（申請日が4月から6月までの間である場合は、前々年分）住民税が賦課されていないこと。

(4) 要介護2及び要介護3の要介護者の要介護認定における認定調査票において、排尿又は排便の項目が介助又は見守り等に該当すること。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の第2条第4号の規定は、令和3年4月1日以後に事業の対象者となった者に対し適用し、同日前に事業の対象者となった者については、なお従前の例による。